

2025 年 10 月 9 日

公正取引委員会からの勧告について

本日、当社は、公正取引委員会から下請代金支払遅延等防止法（以下「下請法」という）に基づく勧告を受けました。

お取引先様をはじめとする関係者の皆様には、多大なるご迷惑とご心配をおかけしておりますことを、心より深くお詫び申し上げます。

当社は、当社製品の一部部品について、下請法の適用対象となるお取引先様（以下「対象事業者様」という）に製造委託をしており、その製造に使用する当社所有の型および治具（以下「金型等」という）を一部の対象事業者様に貸与しておりました。

本勧告では、金型等を貸与していた対象事業者様に対し、金型等を用いて製造する部品の発注を当社が長期行わないにもかかわらず、金型等は無償で保管させていた行為が、下請法第 4 条第 2 項第 3 号（不当な経済上の利益の提供要請の禁止）に違反すると判断されたものです。本勧告における対象行為は、2023 年 10 月 1 日以降の無償保管、対象事業者様は 57 先、対象金型等は 8,993 点です。

当社は、対象となる金型等を貸与していた全ての対象事業者様と協議し、2025 年 9 月 30 日までの保管費用相当額、および 2025 年 10 月 1 日以降分の保管費用の相当する金額を対象事業者様と協議し、公正取引委員会の確認を得た上で、速やかにお支払いすることといたします。また、今後不要となった金型等については早期に回収または廃棄対応を実施します。

当社は、本勧告を厳粛に受け止め、今後の取引において下請法に違反することのないよう、以下の措置を実施し、グループ全体で社内体制を再整備し、法令遵守の徹底及び取引の適正化を図ってまいります。

- * 金型等に関する契約の標準化（法令遵守の徹底および取引の適正化）
- * 金型等の適切な管理のためのチェック体制を構築
- * 社内教育の見直し・強化

以上